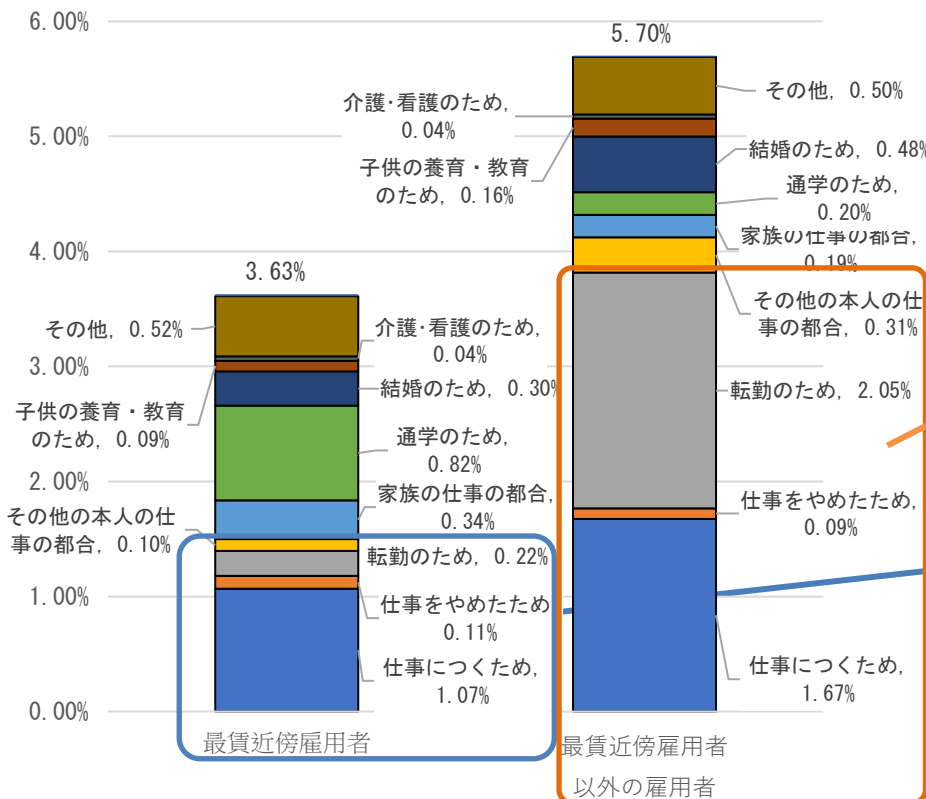


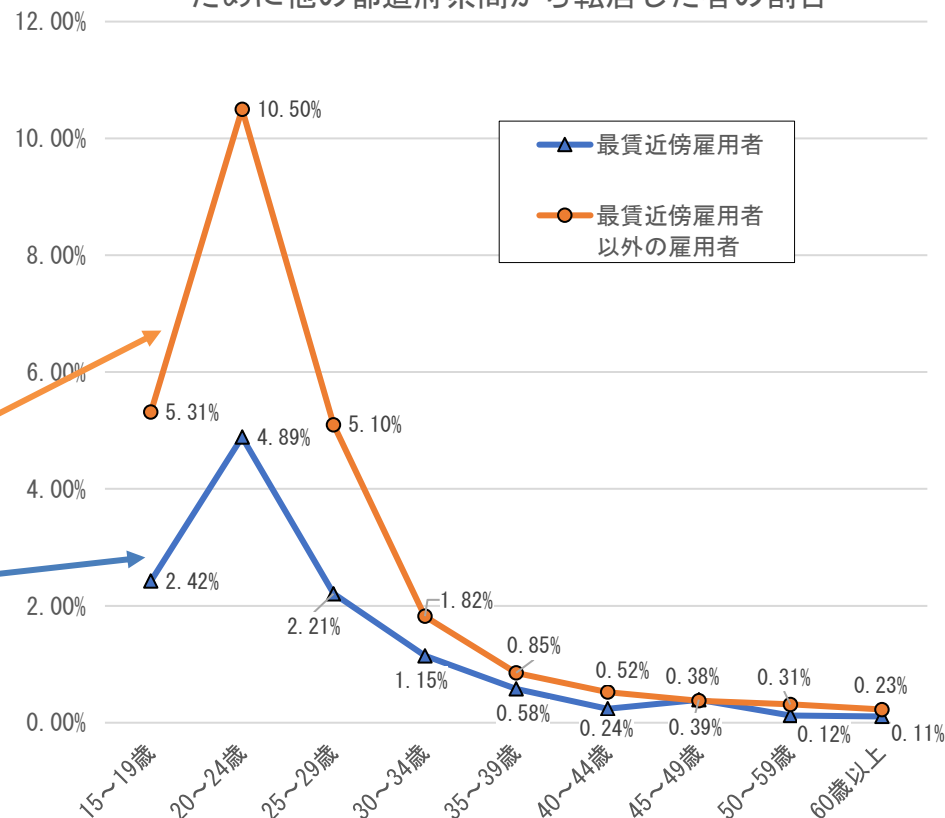
# 最賃近傍雇用者の都道府県間移動の状況

- 過去3年間に他の都道府県から転居した者の割合を見ると、最賃近傍雇用者よりそれ以外の雇用者の方が高く、転居理由は、「仕事につくため」の他、最賃近傍雇用者では「通学のため」、それ以外の雇用者では「転勤のため」が多くなっている。
- 最賃近傍雇用者の年齢構成が仕事につくために転居する割合が高い若年層に偏っている可能性もあるため、仕事につくために他の都道府県から転居した者の割合を年齢階級別に見ると、最賃近傍雇用者における割合はそれ以外の雇用者の概ね半分程度となっている。

転居理由別雇用者に占める過去3年間に他の都道府県から転居した者の割合



年齢階級別雇用者に占める過去3年間に仕事につくために他の都道府県間から転居した者の割合



(資料出所) 総務省「平成29年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- (注) 1. 「最賃近傍雇用者」は、年間の個人所得÷50週÷週の労働時間<居住地の地域別最低賃金額×1.1である雇用者と定義。就業構造基本調査では、個人所得と週の労働時間を階級で調査しているため、個人所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
2. 個人所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。
3. 「過去3年間に他の都道府県から転居した者」は、平成27年1月以降に調査日時点(平成29年10月1日)の居住地に他の都道府県から転居した者。